会 員 だ よ り （令和８年10月号）

（公・社）北栄町シルバー人材センター　　事務局　北栄町田井46-2　℡36－6220

＝令和8年度　第2回理事会を開催しました＝

9月30日（水）、北条高齢者福祉センターで、令和8年度第2回理事会を開催しました。審議の結果は下記のとおりです。

第1号議案　収入支出補正予算（第1号）について・・・・・・・・・・・承認
第2号議案　配分金の改定について（令和9年度改定分）・・・・・継続協議
第3号議案　ハラスメントの防止に関する規程の一部改正について・・・承認
第4号議案　カスタマーハラスメントに対する対策方針及び対処要領の
　　制定について・・・承認　※裏面に対処方針記載
第5号議案　会員親睦交流グラウンド・ゴルフ大会について・・・承認
第6号議案　新規入会員の承認について・・・承認

＝　新規会員募集説明会を開きます　＝

下記のとおり、新規会員募集説明会を開きます。皆さんのお知り合いの方等でシルバー会員に誘ってみたい人があれば、連絡をお願いします。また、お知り合いでシルバーに入会希望の方があれば事務局がいつでも説明に伺いますので、事務局へご連絡ください。※会員紹介者に商品券1，000円分を進呈しています。（入会された場合）

1　日　時　令和８年10月15日（木）　午後１時30分から
2　ところ　北条高齢者福祉センター（北栄町シルバー人材センター事務所）

＝会員親睦交流グラウンド・ゴルフ大会を開催します＝
（11月20日・北条多目的広場）

●会員親睦交流グラウンド・ゴルフ大会
・と　き　令和８年11月20日（金）　午前８時30分～（小雨決行）
・ところ　北条多目的広場
・参加費　500円　　豪華賞品を進呈　参加賞あり
・締　切　11月16日（月）　参加費を添えて、事務局にお申込みください。

※詳しくは別紙、会員親睦交流グラウンド・ゴルフ大会要項をご覧ください。

「改正労働施策総合推進法」による法的義務化（2026年10月1日施行）で、すべての企業に対して、カスハラ対策が「法的義務」となり、厚生労働省が定める指針において、企業が講じるべき具体的な措置（全10項目）が規定され、その中に「周知」が明確に義務として組み込まれているため、下記のとおり北栄町シルバー人材センターカスタマーハラスメントに対する対処方針を制定しましたのでお知らせします。

北栄町シルバー人材センター　カスタマーハラスメントに対する対処方針

北栄町シルバー人材センターでは、高齢者がこれまでに培った豊かな知識と経験を生かし、地域社会に貢献することを目指しております。就業する会員および役員・事務局職員が、安全で安心して働ける環境を確保するため、カスタマーハラスメントに対する方針を以下の通り定めます。

1. 基本理念

当センターは、発注者様や地域住民の皆様との信頼関係を第一としております。しかし、会員や役職員の尊厳を傷つけ、安全な就業環境を脅かす悪質な言動（カスタマーハラスメント）に対しては、組織として毅然とした態度で対応します。

2. カスタマーハラスメントの定義

要求の内容が妥当性を欠く場合や、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な以下のような行為を対象とします。

・身体的・精神的な攻撃（暴行、脅迫、中傷、名誉毀損、大声での暴言など）

・威圧的な言動や、長時間にわたる継続的・執拗な叱責

・不当な要求（土下座の強要、不当な金銭要求、契約外サービスの強要）

・就業会員や職員のプライバシー侵害、SNS 等への無断掲載や誹謗中傷

3. 当センターの対応方針

カスタマーハラスメントに該当する行為が確認された場合、以下の対応を実施します。

・業務提供の停止: 該当する行為が続く場合、安全確保のために作業を直ちに中止し、以後の契約をお断りします。

・組織的対応：会員個人や現場の職員のみに任せず、センターの管理者や役員が主導して組織全体で対応します。

・外部機関との連携：著しく悪質なケースにおいては、警察や弁護士等の外部専門機関へ速やかに相談し、厳正に対処します。

4. 就業会員及び役職員への体制整備

会員および役職員を守るため、以下の体制を整備します。

・トラブル発生時の迅速な報告ルートおよび相談窓口の設置

・カスタマーハラスメントに関する啓発および対処要領の周知